

一部負担金割合の判定の流れ

判定対象者は、住民票上同一世帯で国保に加入している 70 歳～74 歳のかたです

判定対象者全員の◆**住民税課税標準額**がいずれも 145 万円未満

いいえ ↓

判定対象者の★**算定基礎額**の合計額が 210 万円以下

いいえ ↓

以下の場合収入による再判定を行います（原則申請が必要）。ただし、申請が受理された翌月から適用となります。

- ① 1 名⇒■**総収入金額**が 383 万円未満
- ② 2 名以上⇒■**総収入金額**の合計が 520 万円未満
- ③ ●**特定同一世帯所属者**との■**総収入金額**の合計が 520 万円未満

いいえ ↓

3 割負担(現役並み所得のかた)

はい ↓

2 割負担

はい ↓

はい ↓

■ **総収入金額**とは、※**総所得金額等**の必要経費等引く前の金額です。
★ **算定基礎額**とは、※**総所得金額等**から***基礎控除**(43 万円)を引いた金額です。
*基礎控除は、前年合計所得金額により金額が異なります。2,400 万円以下のかたは、43 万円です。
◆ **住民税課税標準額**とは、※**総所得金額等**から各種控除を引いた金額です。
※**総所得金額等**は、目黒区公式ウェブサイトの「国民健康保険料の計算」よりご確認ください。

- **特定同一世帯所属者**とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行後も同一世帯に属するかたです。